

# 兵庫県公報

令和3年3月23日 火曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第8号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、食品衛生法に関する手数料に、新たに水産製品製造業等の営業許可申請手数料が追加されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第8号

#### 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項1の2中(2)及び(3)を削り、(1)の3を(3)とし、(1)の2を(2)とし、(4)から(10)までを次のように改める。

- (4) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料
- (5) 食肉販売業許可申請手数料
- (6) 魚介類販売業許可申請手数料
- (7) 魚介類競り売り営業許可申請手数料
- (8) 集乳業許可申請手数料
- (9) 乳処理業許可申請手数料
- (10) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項1の2(12)から(33)までを次のように改める。

- (12) 食品の放射線照射業許可申請手数料
- (13) 菓子製造業許可申請手数料
- (14) アイスクリーム類製造業許可申請手数料
- (15) 乳製品製造業許可申請手数料
- (16) 清涼飲料水製造業許可申請手数料
- (17) 食肉製品製造業許可申請手数料
- (18) 水産製品製造業許可申請手数料
- (19) 氷雪製造業許可申請手数料
- (20) 液卵製造業許可申請手数料
- (21) 食用油脂製造業許可申請手数料
- (22) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
- (23) 酒類製造業許可申請手数料
- (24) 豆腐製造業許可申請手数料

- (25) 納豆製造業許可申請手数料
- (26) 麺類製造業許可申請手数料
- (27) そうざい製造業許可申請手数料
- (28) 複合型そうざい製造業許可申請手数料
- (29) 冷凍食品製造業許可申請手数料
- (30) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
- (31) 漬物製造業許可申請手数料
- (32) 密封包装食品製造業許可申請手数料
- (33) 食品の小分け業許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項1の2に次のように加える。

- (35) 営業許可証再交付手数料
- (36) ふぐ処理責任者試験手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(28)の2の次に次のように加える。

- (28)の2の2 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項23中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(7)までを(2)から(5)までとし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 種畜証明書書換え交付手数料
- (7) 種畜証明書再交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41中(6)を削り、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 地域連携薬局等認定申請手数料

第2条 収入証紙条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項41中(10)を削り、(9)を(10)とし、(4)から(8)までを(5)から(9)までとし、(3)の次に次のように加える。

- (4) 地域連携薬局等認定更新申請手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(44)の5の次に次のように加える。

- (44)の6 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料
- (44)の7 地域連携薬局等認定証再交付手数料

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中収入証紙条例施行規則別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項1の2の改正規定 令和3年6月1日
- (2) 第2条の規定 令和3年8月1日